

医療ネグレクトの定義

1. 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長名による通知「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（雇児総発第 0331004 号）（平成 20 年 3 月 31 日）

『保護者が児童に必要な医療を受けさせることを怠る医療ネグレクト』

『医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な被害が生じ得る事例が対象となる。なお、児童の精神に重大な被害を与える事例についても対象になり得る。』

2. 子ども虐待防止学会（JaSPCAN）（1999 年）

「子どもの健康に関することで、医療的ケア、健康ケアが必要であるにも関わらず、適切なケアが施されない結果、心身の障害をきたすもの、あるいはきたす可能性のあるもの」

3. 研究班（2009 年）

医療ネグレクトの考え方は多様であるが、法的対応も含めた介入を緊急あるいは積極的に行う必要がある状態としては、以下のような操作的定義が考えられる。

医療ネグレクトとは、以下の①～⑤の全てを満たす状況で、子どもに対する医療行為（治療に必要な検査も含む）を行うことに対して保護者が同意しない状態をいう。

- ①子どもが医療行為を必要とする状態にある
- ②その医療行為をしない場合、子どもの生命・身体・精神に重大な被害が生じる可能性が高い（重大な被害とは、死亡、身体的後遺症、自傷、他害を意味する）
- ③その医療行為の有効性と成功率の高さがその時点の医療水準で認められている
- ④（該当する場合）子どもの状態に対して、保護者が要望する治療方法・対処方法の有効性が保障されていない
- ⑤通常であれば理解できる方法と内容で子どもの状態と医療行為について保護者に説明がされている。